

市民動物園会議

認定動物園支援事業部会第4回会議

議 事 録

日 時：2022年11月8日（火）午後3時開会
場 所：円山動物園1階 動物園プラザ（オンライン併用）

1. 開 会

○事務局（佐々木経営管理課長） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

欠席者は、並木委員からは若干遅れるとの連絡をいただいております。

あわせて、本日も会議録作成のお手伝いをいただく有限会社札幌速記事務所の方もZoomに参加していただいております。

それでは、ここからは吉中議長の司会で会議を進めていただきたいと思います。

吉中議長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○吉中議長 よろしく願いいたします。

第4回ということで、中身が大分見えてきました。

先週には市民動物園会議があり、そこでも幾つかご意見をいただいております。そちらについては後ほどご紹介をいただけるかと思っております。

それでは、今日の議題ですが、2から5までありまして、順次進めていきます。

一つ目は、前回の会議以降の検討課題の進捗、動物福祉に係る認定要件についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（森山調整担当係長）

資料1というA4判横の第3回会議において挙げられた検討課題、そして、資料2という動物福祉関係のことをまとめたものを配布しております。

前回の会議後の検討課題を確認いたします。

1点目は、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組という項目の中で、対象種について、普通種という呼称を適切な表現にしたほうがいいのか、普通種という言い方をするだろうかというご意見がございました。また、繁殖の中身として、展示動物の維持のみを目的とした繁殖を除外するという趣旨が含まれているのであれば、そういう要件づけをするといいますか、はっきりとそう書いたほうがいいのかというご意見がありました。

まず、普通種に関しては、種を限定せず、動物全般を対象とする方向ですので、普通種、希少種という説明は不要と考えられますので、普通種という表記はしないことといたします。

また、繁殖に関しては、展示を維持する目的のみの繁殖は除外する記述として各資料で整理いたしました。

2点目は、動物福祉向上に係る認定要件のことについてです。

ガイドラインを持ったほうがいいのかという要件でいろいろと議論してまいりましたが、ガイドラインという言葉の精査が必要ではないか、ガイドラインと言ってみたり、規程や基準など、表現がいろいろとありますので、何を指すのかを整理したほうがいいのかということです。

提案としては、ケアマニュアルはどうだろうか、現場としては分かりやすい言葉だと思いうご意見がありました。一方で、ケアマニュアルとしますと、種ごとに作成したものなのか、動物全般、組織全体に適用するものなのかの整理が必要だという話もありました。

それから、ケアマニュアルを要件につける、もしくは、動物福祉を評価することに着目したほうがいいのではないかということがありましたので、マニュアルをつくる、評価をするという取組に関し、A認定動物園、B認定動物園、準認定動物園のレベル分けをどうしたらよいかが検討課題となっております。

ケアマニュアルについても、全種に作成することを目標とするのかという問題もありますし、A認定動物園で動物福祉規程をつくり、動物福祉を評価するという要件は第1回会議から確認しておりましたが、その上でB認定動物園でマニュアルをつくるというような要件をつけた場合、A認定動物園として規程はつくっているけれども、種ごとのマニュアルはつくっていないという状況が起きた場合、矛盾が生じる可能性があるということも考えなければならないという意見が挙げられました。

これについては右側の表に書いておりますけれども、後ほど資料2を使ってご説明したいと思います。

3点目は、認定の取消しの運用方法について、記述を検討する必要があるというご意見がありました。認定に際しては、認定側の判断ミスによって要件を満たしていなかったという場合は一方的に取り消すということでよいのかは慎重に検討したほうがよいということがあります。それから、認定要件を満たさなかった場合、認定自体をリセットするのではなく、ランクダウンするという扱いも必要ではないか、その記述も考えたほうがよいということで課題が出されました。

これについては、後ほど資料3でご説明したいと思います。

また、前回の課題と併せ、ここでご報告をしたいと思っていることがあります。

冒頭に吉中議長からもお話があったように、先週4日金曜日に市民動物園会議がありました。そのときに第3回目までの整理結果についてご報告したところ、市民動物園会議で何点かご意見がありました。その内容について、参考資料ということで追加配布しております。

1点目は、動物福祉への配慮があまりできていない動物園があり、その中で1種だけ繁殖ができていれば域外保全が認められ、1種でも調査研究、教育活動ができていれば認定される制度でよいのかという疑問が出されました。

理想的には動物全般に関する動物福祉への配慮ができているところが動物園ではないかと思うところと思いますが、今の要件では1種だけでもできていれば認定される、ほかがあまりできていなくても認められるのでよいのかという疑問です。

2点目は、認定区分の名称についてです。B認定動物園が標準的な動物園で、A認定動物園はそれ以上の特別な、優良な動物園という位置づけだと思われるが、そうであれば、

現在の仮称のB認定動物園はレベルの低い動物園とみなされてしまいがちなので、そうならないようなネーミングの工夫が必要だということです。それから、準認定という名称について、条例対象外であるところでも認定対象と思われるネーミングになっていないか、この名称は適当ではないのではないかというご意見です。

部会でもこちらは検討課題としていたところですので、今後はその整理をしていきたいと思っております。

3点目は、調査研究についてです。情報の収集や記録、分析、考察などを行っていることという要件が挙げられておりますが、こういう活動をしていても、それらの記録がちゃんと成果として共有されていないのでは不十分だということです。つまり、記録が整理され、活用されるように情報が共有されていたり、関係機関ともやり取りをしていたり、そういうことが必要ではないか、この点は部会で議論されているかという質問がありました。

調査研究について、どこまでを見ていくかはまだ議論になっていないので、今後の部会で議論したいと話しております。

以上が前回の第3回部会と市民動物園会議での意見についてです。

続きまして、動物福祉の要件整理についてです。

資料2-1をご覧ください。

前回、皆様からいろいろとご意見をいただいた中で出てきた、例えば、動物福祉規程という名称、動物福祉評価のチェックリスト、安楽殺に関する基準、判断する手順などを書いたガイドラインです。それから、飼育動物の種に応じたケアマニュアルです。さらには、円山動物園の例でご紹介しましたが、獣舎等の使い方と獣舎における日常作業の手順が分かるものということで飼育作業マニュアルがあるといったお話をいたしました。

冒頭に言いました動物福祉規程や動物福祉評価のチェックリスト、安楽殺に関するものは、関係性で言いますと、動物全体に関わる組織理念や取組指針としてまとめたものであると整理しました。一方、個別のマニュアルや獣舎の使い方の作業マニュアルは、種や個体ごとの取組指針のようなものとしてまとめてみました。

その上で、動物福祉規程をつくるのが先なのか、ケアマニュアルをつくるのが先なのか、評価をするのが先なのかという議論があったかと思えます。これに関して、円山動物園の取組に置き換えて検討してみたところ、①から⑤とつけておりますが、こういった順番で取組が進んでいくのではないかと考えております。

①は、動物種ごとのケアマニュアルを一部の動物について作成、もしくは、あるものを使って飼育する取組です。そして、②は、一部の動物種について、動物福祉評価のチェックリストを何らかの組織がつくったものを活用して実施するものです。そういった取組がだんだん深まっていった後、③となりますが、組織全体の取組指針として動物福祉規程や基準をつくります。その中には、動物福祉評価、安楽殺に関する項目にも触れながら具体的な基準などを整備していき、④ですが、動物福祉評価を全種類でできるようになり、⑤として、その先に全種類の動物のケアマニュアルあるいは飼育マニュアルをつくるという

段階が想定されました。

ちなみに、ケアマニュアルあるいは飼育マニュアルについては、J A Z Aにおいては、〇〇飼育マニュアル、適正飼育ガイドラインといったものがつくられております。A Z Aでは、ケアマニュアルやハズバンドリーリソースガイドといった名前で種別のマニュアルがつくられております。E A Z Aでは、ベストプラクティスガイドラインという名前で作られています。

その中身については、右下に掲載項目をつけておりますが、動物の生物学、野生下の情報のほか、動物園における管理ということで、飼育施設はこうあるべきだ、捕獲・移送はこうするべきだ、餌、社会的環境、繁殖、獣医療、行動管理ではこういう配慮をするといった項目などがあります。

A Z AやE A Z Aで作ったものの和訳をしたJ A Z Aの飼育マニュアルもありますし、個別具体的にJ A Z Aの加盟園館の知見を基に独自のマニュアルをつくっているところもあります。適正飼育ガイドラインは、その中でも、特に飼育施設や飼育環境について重点的にまとめられたものという位置づけがされております。また、そのガイドラインというのは、その種を飼育するに当たって望ましい基準ということで、目指すべき基準というよりは、最低限満たしておく基準だとされております。

このような整理の中、これらの取組をどのようにレベル分けしていったらいいかですが、それを表で整理したのが資料2-3となります。

先ほどのマニュアル作成や動物福祉規程の関係をこのような順番で取り組んでいくとした上で準認定については動物福祉に配慮した種別のマニュアルを、今後、整備（作成または準用）する予定があると置き、B認定動物園については、種別のマニュアルを1種類以上整備している、今後増やす予定があることを要件としてはどうかとしております。そして、A認定動物園については動物福祉規程を策定しており、定期的に見直す体制がある、動物福祉を定期的に評価し、必要な改善を実施しているという2点を要件としてはどうかと整理いたしました。

いろいろと意見をいただいていたマニュアルを半数以上の種でつくる、もしくは、全種類つくっていくということは優れた取組として位置づけてはどうかと考えております。

それを表に落とし込んだのが資料2-2となります。

動物福祉規程を組織全体の指針、飼育マニュアル、評価、安楽殺、その他の項目で分け、準認定はマニュアルのところの要件を見て、B認定動物園もマニュアルのところで要件を見て、A認定動物園となりましたら、組織全体の指針があるか、また、評価しているかを見ることとなります。

なお、安楽殺やそれ以外の項目は認定要件には含めないとしました。

議論していた内容からは少しトーンダウンした内容に見えるかと思うのですが、事務局で検討したときには、事前に情報提供したとおり、あまり高過ぎる要件にしないほうが認定制度を使った効果的な運用ができるのではないかと、あまりに高過ぎると認定される施設

が長い間出てこない可能性もあるということを考慮した上で、現状の札幌市内の施設に要件を合わせるということではないのですけれども、あまり高過ぎる要件は設定しないほうがいいのではないかと、かつ、低過ぎない基準ということでこういった要件としてはどうかということですか。

○吉中議長 資料1をご覧くださいと、検討課題ということで幾つか挙げられている中で動物福祉について詳しくご説明をいただきましたけれども、そこについてのご意見をいただく前にそれ以外のところでお気づきの点があればお伺いしたいと思います。

野生動物の繁殖による生息域外保全の取組について、言葉の使い方として、普通種、希少種という言葉は使わない、展示を維持する目的のみの繁殖というのは求めている生息域外保全としての繁殖ではないという整理です。

後ほど細かい基準や文言は出てくると思うのですが、大きな考え方としてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、動物福祉についてです。

今ご説明いただいた基準、規程、マニュアル、それも全種を対象としたものを求めるのか、どこまで求めるのかについてご意見をいただきたいと思います。

市民動物園会議でのご意見についてもご紹介していただきましたが、特に動物福祉について、動物福祉部会の委員から、そもそも、動物福祉をちゃんとやっていないと駄目だと言われました。それは名前とも関係してくると思うのです。これは何人かから意見が出されましたが、準認定と言われると半分認定されているみたいなイメージですが、そこがあまりしっかりとしていないのはどうかということでした。動物福祉上の配慮がどこまでできているかを求める際、名称とリンクしてくるかなと思っております。

それでは、ご質問やご意見が承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

資料2-1をご覧くださいと、動物福祉規程となれば、その施設全体での方針、大きな取組の方向性を決めたものに加え、前回、ケアマニュアルというものを並木委員から出していただきましたけれども、飼育マニュアルを1部つくっている、あるいは、全種分つくる方向で頑張っているということをどう考えるかということですか。

今共有していただいているのが三つの区分でそれぞれ求めているものですが、いかがでしょうか。

飼育マニュアル、あるいは、規程が一体どういうものかについては先ほどご説明がありましたが、資料2-2の表の上のところの方が分かりやすいかなと思って見ていました。

飼育マニュアルというのは、施設の鍵の開け閉めなどだけではなく、種や個体に応じた環境、栄養、健康、行動、精神への対応指針をまとめたものということなので、単なる作業マニュアルではないのだということですね。

いかがでしょうか。

○綿貫委員 飼育マニュアルの定義については、今回の案で非常にじっくりくるというか、

非常に的確に書かれているかなと思いました。ただ、B認定動物園とA認定動物園との開きが結構ある気がするなと思ったところです。

A認定動物園では、評価、改善の項目の欄で、評価基準はチェックリストを自前で作成すると読めるわけですが、B認定動物園でも、自前の作成でなくてもいいのですが、JAZAやワイルドウェルフェアのものなどを利用し、少なくとも実態を把握し、改善する意思があるぐらいのことは求めてもいいのではないかなと思ったところです。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

A認定動物園とB認定動物園の差をどう考えるかということですね。動物福祉規程・基準について、B認定動物園では全く要求しておりませんが、そういうものをつくる意思があるかを求めたほうがいいのかなどについてご意見があればと思います。

○並木委員 飼育マニュアルについては、B認定動物園では、作成または外部が作成しているものを準用しているとありますよね。準用というのは実施しつつあるということだとすれば、自己評価をしていないと準用には当たらないから、含まれていることになるのではないのでしょうか。自分たちでチェックすることが含まれているように読み取れなくもないということですね。

また、準認定動物園でも、予定があるということは、評価も含め、どういった体制でやるのか、チェック項目があるだけではなく、誰がいつチェックするかも含めないといけないから、綿貫委員のおっしゃったことが当然含まれていると捉えられにくいのですが、いかがでしょうか。

○吉中議長 ただ、ここで項目として評価・改善というコラムがあるので、綿貫委員のご意見を聞き、そこが空欄になっているのはどうかなという気がしました。

○綿貫委員 並木委員がおっしゃっていた評価や改善というのは、マニュアル自体の見直しなのか、動物の状態を見た評価なのか、どちらですか。

○並木委員 準用という言葉の中に動物を見るということを含めていなければ準用したことにならないのではないかという単純な疑問です。空欄を埋めるとしたら、飼育マニュアルは、評価・改善のセットになっていくという感じで、分けなくてもいいのかなということです。検討すべきリストがあるということは、リストがありますではなく、トライしていないと意味がないので、マニュアルにプラスして評価ですね。改善のチェックは非常に難しいですけれども、それを使ってチェックしていないとマニュアルに沿って活動していきすとは言えないのではないかということです。

○綿貫委員 一般的な飼育マニュアルには動物の状態の確認の仕方といますか、こうなったら悪い、こういうことをこの種では目指しましょうということがきっと書かれているだろうということですね。

○並木委員 はい。

○綿貫委員 よく分かりました。

一般的にはそうだなと思うのですがけれども、マニュアルという言葉だけで見てしまいま

すと、どうしても作業項目や施設の規模、構造が羅列してあるようなものに見えて、それに倣っていると言われれば、そのとおりに作業しているのだと言われれば、簡単にクリアできてしまいそうだなと思ったのですね。

ここでも別の列が用意されていますけれども、動物自体の状態を評価、改善し、できるだけ客観的に見て、自己評価でも状態を把握するという文字を添えておいたほうがいいのではないかと思います。

○並木委員 その意味では、ここがグレーになっているのではなく、文字があったほうがいいのかということには賛成です。

○吉中議長 そのほかはいかがでしょうか。

B 認定動物園は1種以上について外部が作成するものを準用しているということです。そして、準認定動物園はこれからやりますという意味があるということで大丈夫でしょうか。

○綿貫委員 種数が争点になるのかなという気がしています。

陸上の、メジャーな動物園の展示動物だけを考えると、どこかしらを探せば、近縁種も含めると飼育マニュアルは手に入りやすいのかなと思うのですが、水族館の動物ですね。魚や無脊椎動物だと、飼育動物の半数以上、全種としてしまうとハードルがとても高くなってしまいますでしょうか。

○伊勢委員 そうですね。

そもそも、動物福祉を向上させるために、例えば、バスバンドリートレーニングをする、環境エンリッチメントを強化するという考えは水槽の魚に対しては至っていないのが現状です。ですから、そこからさらに1種ずつとなってしまうとやりにくさや設定のしづらさがあり、どこから手をつけていけばいいのかという実務上のやりにくさがありますね。

陸上と考え方は同じなのですが、一つの水槽の中に複数の魚が混在しており、それをどうやって見ていくのか、水族館独自の見方を構築していかなければならないなと思いました。それはJAZAの課題でもあります。ただ、そこは置き去りにしていいですよということではないので、それぞれの施設がこういうところに着眼し、この種についてはこういうふうにやっていきますよというルールがあるのは非常に重要なことだと思いますし、そこが始まりかなという気がします。

しかし、寿命の長い、30年や40年生きる魚とライフサイクルが非常に短い1年や二、三年のものでは考え方も違います。鳥類や哺乳類も水族館では飼育していますが、魚と同様の考え方で進めていいのか、それとも、違う考え方としたほうがいいのか、分けたりくっつけたりしながら考えていかなければならないので、動物園よりもちょっと複雑かなと思いますし、やりにくさもあるなと思います。

いずれにしても、着手はしていかなければならないとは思っておりますし、当館でも魚に対してどうするのかは課題であるのです。そこで、水流の向きや強さを変えたり、あるとき、水の量について、干満潮の差をつけるなど、自然にある事象を水槽の中で起こした

とき、魚がどう変化するのか、どういう行動が出せるのか、試験的にやって、本来の行動を発現できるようなどころによりやく来たのが事実です。ですから、ルールをつくり、それを常に評価しながら向上する仕組みがあったらいいかなと思っておりませんが、それを今回の認定の中でどうやって言語化するか、これは難しいのですけれども、やっていきたいと思っています。

○綿貫委員 そうすると、飼育マニュアルの位置づけは、個々の動物種の金科玉条みたいなものではなく、各園館でも飼育マニュアルの位置づけや扱いが違って、これから考えていかなければならないものだとしますと、A認定動物園で言うところの全体を包含している動物福祉規程・基準や指針などでそれぞれの園館での飼育マニュアルの扱い方、目指すべき方針みたいなことが名言されていることが望ましいのかなと思いましたが、そうであれば種数にこだわり過ぎても意味がないのかなという感想を持ちました。

○吉中議長 そのほかはいかがでしょうか。

A認定動物園とB認定動物園が条例に基づく動物園、水族館ということで、そこが動物福祉の観点で十分な取組を行っている、あるいは、行おうとしているということをしっかりと確保していないとおかしいのではないかなということが動物園会議の滝口委員から出されました。そういう意味では、今ご意見をいただいたように、動物福祉に関してはA認定動物園とB認定動物園であまり差をつけるのではなく、A認定動物園に求めていることに向け、B認定動物園もしっかりと動こうとしているのだという感じのほうがいいのでしょうかね。

○事務局（森山調整担当係長） 確かに、おっしゃるとおり、評価についてはB認定動物園では明記がなく、随分とすかすかに見えるのではと思っておりましたが、意思があるかだけでいいのかなということがありますね。

A認定動物園は全種をチェックできる状態で定期的実施していることを言っていますので、B認定動物園については、もう少し手前の段階的な要件といいますか、実施の度合いとしたりよいかなとお聞きしておりました。

また、水族館といいますか、水生動物など、マニュアルがない生き物を飼育しているような施設は、自らつくらない限り無理なのだということが頭をよぎっています。

○吉中議長 組織全体、施設全体の取組指針という一番左の基準や規程をB認定動物園にはどこまで求める必要がありますか。ここについて委員からご意見があればお願いいたします。

○郡山委員 五つの領域に関しては目指していくべきものなので、B認定動物園にそういうマニュアルをつくってもらうこととすれば、その五つが入ったものではないと意味がないと思います。1種についてマニュアルをつくるに当たり、その五つの領域とチェック項目を準備するとしたらどうですか。

○吉中議長 まさに飼育マニュアルと評価・改善の書きぶりを工夫する必要があるということですね。一方で、全体の大きな方針といいますか、規程みたいなものがないまま、B

認定動物園として大丈夫かというのが私からの投げかけですが、それについてはいかがでしょうか。

条例に基づく動物園、水族館として、Bであろうと認定する、あるいは、B認定動物園こそが標準施設なのだというのであれば、そこが空欄でよいのかということです。

事務局からは何かございませんか。

○事務局（森山調整担当係長） これを考えるときに、どうしても動物園だったらここまでやるべきだというような考えの中で整理してしまうのですが、条例のつくりとして、1回目からも度々話題にしてきましたとおり、動物園はこうだという定義の中には動物福祉の在り方は書いていないのです。その上で、域外保全や調査研究、教育活動をやっている施設である動物園は、動物福祉の向上のためにこういうことをするという置き方になっているのですね。

ですから、条例の対象になる施設として認めるのはB認定動物園の要件になるかと思えます。B認定動物園の要件の中に動物福祉規程のことも含めると、条例が適用される動物園はここまでやりなさいというA認定動物園となる要件に差しかかってしまいます。そういう置き方ももちろんあると思うのですが、今の段階としては動物福祉の要件をたくさん盛り込まないほうがいいのかと思いました。

そうなりますと、A認定動物園との差が開いてくるということはあるのですが、そういう設定でもいいのかという気もしています。まず、条例の対象となる動物園とは、こういう取組をしっかりとやろうとしている、やっているというところとし、そこが動物福祉を高めていくための制度として、A認定動物園を目指して取り組んでいくということで要件を置けないかと感じております。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

○綿貫委員 動物園市民会議で出た意見がどうしても頭をよぎってしまっています。来園者の目線で言うと、よく飼われている動物がいる一方、劣悪まではいかなくてもいまいちだなど見える動物がいたら、そこの動物園に対する評価が下がってしまうと思うのです。

B認定動物園の要件を見ますと、どれか1種類をすごくよく飼っており、ほかは手抜きをして、動物福祉上、明らかな問題があったら、そもそも、ここには上がってこれないわけですがけれども、市民が見たとき、ちょっといまいちなのではないと言われるものがある飼われ方をしてもB認定動物園となれるというのはちょっとよくないのかなと思います。

間口を広くするため、そうするというのであれば、A認定動物園、B認定動物園という名称を変えたほうがいいのかと思います。これは名称の考え方の話にもなりますが、間口を広くということであれば、それを準認定動物園で拾い、B認定動物園はもう少しちゃんとしていたほうがいいのかという気がします。

例えば、動物福祉規程といいますか、憲法みたいなものをつくるのは大分大変ですがけれども、その施設の動物福祉のポリシーを明確に出すぐらいのことだったらできるのかなと

思うのです。この表で言うと、一番左側のB認定動物園のところに、園館全体の動物福祉のポリシーを明確に出すことと書くとか、言葉は稚拙ですけども、そんな要件を入れてもいいのかなと思いました。

○吉中議長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

私も、今、綿貫委員がおっしゃった考えに割と近いです。あるいは、規程ではなく、大きな考え方、方針みたいなものがあると言い切れるか、あるいは、そうした規程をつくらうとしている、つくる意思がある、つくる計画があるとするか。この表で言う準認定動物園の飼育マニュアルの書きぶりに近いようなものですが、そんな工夫はできませんか。

○並木委員 思いつきかもしれないのだけれども、この基準に合うかどうかもそうですが、そういう姿勢であることをちゃんと公表しているということですね。こうやっていますということを市民にホームページに上げることはもちろん、公約ではないですけども、自分の施設ではこれを目指していますというものを公表するということがあるのでしょうか。

つまり、動物福祉は、何ていうのか、高みを目指していくもので、終わりがありませんが、それを基準として、ここまでですと言うのはすごく難しいですけども、こういう動物園を目指していますと市民にお約束しますということのほうが組織がちゃんとやっついこうとする意思が見えるから、そうした文言を入れたらどうかと思いました。

もっと大きなところで公表しているということですね。

○事務局（神円山動物園長） ここで私から一言申し上げさせていただきます。

生物多様性の保全に寄与するかどうかについては、事業者の経営方針なりでしっかりと明言していることが今回のA認定動物園、B認定動物園、準認定動物園にも含まれています。今、各委員からお話を聞きますと、動物福祉に関しても、経営方針なり、上位の計画の中で、まだ十分ではないけれども、我々はこういう方向で向かっていくのだというのがしっかりと書かれていないといけないと思いますので、そういったことも認定の基準として入れるべきだと感じました。

○事務局（森山調整担当係長） 公表に関して補足をさせていただきます。

並木委員のおっしゃっていた公表というのは、A認定動物園で求める要件としては置いておりましたが、B認定動物園は公表しているかどうかという要件はつけておりません。それはなぜかといいますと、条例の立てつけのお話しになりますが、第9条に条例に該当する動物園だったらこうするという中に活動情報を公表するということが書かれているからです。そのため、A認定動物園だったらそれは当然できていないといけないというわけです。そして、その一歩手前といいますか、条例で言う動物園のB認定動物園に要件はつけていませんが、公表することも加え、動物福祉やほかの取組の意思表示を何かしら確認できるようにするために要件を付け加えることもあるのかなと思いました。

また、園長が言いました経営方針など、チェックするものの中で確認するという方法も併せて考えたいと思います。

○吉中議長 そこは事務局でも工夫していただき、今いただいたご意見を踏まえ、書きぶ

りを考えていただければと思います。

ほかにお気づきの点やご不明な点はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 では、この後、事務局で整理していただいた案のご説明をいただき、さらにご意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(森山調整担当係長) 認定要件、それから、審査基準、提出書類などの整理についてです。

資料3をご覧ください。

こちらは1回目からお示しておりました認定動物園制度(素案)のバージョン3を使いご説明します。前回会議から修正した部分を赤字、下線で表示しております。

このうち、2の認定制度案の全体像の中に要件、支援内容を示しておきまして、こちらは別表1として作成しておりましたが、要件に加え審査基準や提出書類という項目を追加し、再度整理し、今回お配りした別表1としておりますので、こちらでご説明いたします。

これまで、A認定動物園、B認定動物園、準認定動物園について、一つの表の中で要件だけを書いておりましたが、それぞれページを分けました。また、左側の要件ですが、これは今まで別表1としてまとめていたものを落とし込んでおります。その右側に審査基準という項目をつくりました。左側の要件をどういったポイントで見ていくのかを書いたものですが、この内容は、これまでの会議の中で皆様からいただいたチェックポイントとなっております。それをどういった書類で見るのかということで列挙したのが提出書類の欄のものとなります。また、右側の实地調査の確認箇所は、实地調査をしたときにどういったところを見れば審査基準が確認できるかをまとめております。

提出書類と实地調査についてはまだ精査が必要かと思いますが、想定されるものを入れております。

一つ目の議題の振り返りの検討課題のところ整理したものについて確認いたしますが、2ページのB認定動物園の生息域外保全のところ検討課題の一つ目に挙げていたものを反映しております。要件は、1種類以上、生息域外保全を目的とした繁殖を実施していることとありまして、括弧書きで繁殖に寄与する取組も含むとしております。そして、それをどういったポイントで確認するかですが、域内保全への関与が明確である生息域外保全の計画を主体的に実施、または、その保全計画に参画していることと付け加えております。また、保全計画は公表されていることも書いております。この中に対象種を列挙する形で普通種という文言が入っていましたが、修正後の資料では普通種、希少種、国内、国外にかかわらず動物全般ということで、種に限らず見ていくことにしましたので、種名は出しておりません。

2点目は、繁殖の取組について、展示維持のみを目的としたものではないことを除外規定的に書いております。

3点目は、自施設における繁殖だけではなく、保全計画における他園での繁殖に必要な取組を含むとしており、ただし、単発的、偶発的に老齢個体や余剰個体を受け入れることや配偶子バンクへ配偶子を提供すること、その他公表計画の繁殖との取組との関連を明確に説明できないものは含まれないという除外規定も入れております。

次に、動物福祉についてです。

先ほど議論がありましたので、これからまた変わりますけれども、B認定動物園では飼育マニュアルを1種類以上で整備、作成または準用しているという要件を入れております。また、審査基準では、少なくとも以下を含めたものであることとして、野生下における生息環境や対象種の生物学的特徴に関する条項があり、それに適した飼育施設の目安が含まれていることを挙げておりましたが、今日のいろいろなご意見を踏まえ、含まれていなければならない点については修正したいと考えております。また、A認定動物園については動物福祉規程や評価について書いておりましたが、今日のご意見を踏まえ、整理するところがあるかと思っております。

いずれにしても、このように、A認定動物園、B認定動物園、準認定動物園の認定要件と審査基準などを整理したということです。

この中で、大きく整理したことについてご報告いたします。

3ページの準認定動物園となりますが、動物福祉のところには、先ほど整理していたように、種別のマニュアルを今後整備する予定があるとの要件を入れております。前回は、動物愛護管理法に基づく指導や改善勧告を1年以内に受けていないことという要件を入れていたのですが、関係する法令との絡みを考えたとき、動物愛護管理法とひもづけるのは運用が難しいところがあるという結論に至りまして、ここからは落としております。

その理由ですが、動物愛護管理法に基づく指導というのは、施設に行ったとき、こうしたほうがいいですねという口頭でのアドバイスも含めた上での指導もあり、行政処分でもない行為になります。その一方、動物園条例の認定制度では行政処分になる行為である認定の要件にひもづけてしまうのは難しいということです。

なお、改善勧告を要件の一つとして考えるのはできるのではないかという意見もあるかと思うのですが、その他の項目で、法令上の許認可や届出を適正に実施していることとして、法令違反をしていない、法令を遵守しているという宣誓があることを要件にする想定ですので、動物愛護管理法を遵守しているのかどうかは、この宣誓で確認できると考え、要件からは除きました。

○吉中議長 動物福祉のところは、先ほどの議論を踏まえ、これからもう少し検討していただくということですが、それ以外のところでご意見やご質問があればお願いいたします。要件や具体的に何で審査するのかについてご説明をしていただきましたが、いかがでしょうか。

大きくは前回にご説明していただいたものから変わっていないとは思いますが、少し具体的に中身が見えてきたのではないかと思います。

○綿貫委員 ご説明をいただいた点については特に違和感なく、そのとおりだと伺っていました。ただ、実地調査の確認とありますよね。無茶を承知でのアイデアですが、動物福祉の状態の確認です。動物福祉は科学なので、ぱっと表面のことを見ただけでは評価できないということもよく理解しているのですけれども、いいところ、悪いところというのは目の肥えた人が見たら分かるものもあると思うのです。

せっかく実地調査があるのであれば、何らか見て、評価するなんていうことができるのかなと思いましたが、どうでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 実地調査に行くのであればそこまでできるはずだということは想定しています。

当初は書類のみの審査としていましたが、実地調査では書類に書かれてあることの確認が必要だということで、そういったところを見に行く程度で考えていきました。しかし、現地調査をすることにして、その際審査委員が現地に行くのであればもっと見られるのではないかとことはあります。

ですから、実地調査でどこまで見るか、動物福祉に限らず、ほかの部分でどこまで見るかをさらに整理しなければならないと考えています。動物福祉についても、書類以上といますか、飼育している動物全般の様子について、さらっとになるかは分かりませんが、一定の調査をしましたとできないかは検討したいと思います。ただ、どういった委員が審査するかにもつながってきますので、その都度、ちゃんと評価できる委員を市からお願いしても見つからないかもしれないことは考えておかなければなりません。それを想定し、審査基準を見れば誰でもチェックできるようにするのか、それとも、専門的な人が審査をするのか、その辺の兼ね合いはこれから考えたいと思います。

○綿貫委員 言っていて、すごく大変な作業になりそうだなと思いましたし、やっぱり人によって差が出ますね。その人の得意分野もあるでしょう。そういう点からも無茶だろうとは思いますが、可能性として、できる範囲で検討していただけたらというぐらいの気持ちです。

○事務局（神岡山動物園長） 今、日本動物園水族館協会——J A Z Aの動きですけれども、各園館で動物福祉の評価ができるよう、これから研修が始まります。伊勢館長も出られますし、円山動物園からも動物福祉の評価をするための委員として選定され、研修を受けることになっています。私たちは、自分たちでも動物福祉規程に基づき評価をしていかないといけませんので、そういったノウハウを自分たちとしても蓄積したいと思っております。そうしたことができれば、この部会とどうやって絡めていくのかはありますけれども、それをJ A Z Aの各園館の動物福祉の評価に取り入れることはできるかなと思っております。

これ自体がまだ動いていけませんので、何とも言えないのですが、そういった手順で徐々にやれる体制は出来上がるのかなと思っております。

○吉中議長 重要なポイントだと思います。実際にこれを運用していくとき、誰が行って、

どういう知見に基づいて審査するのか、走りながらかもしれませんが、大事なところになってくるかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○並木委員 細かいことではなく、全体的な話になってしまうかもしれませんが、博物館でも、動物園と似たように、認定制度をどう取り入れ、底上げを図るかという議論がありました。そのとき、基準に合わないから落とすということではなく、盛り上げていくための相談員というのでしょうか、こうしたらこういう見通しがつくなど、相談機関みたいなものが設置されるべきだという議論をしています。

目的は、商業的に動物を扱うのではなく、保全のため、動物にどう役立ってもらうか、それを市民が支えるというポリシーに沿って立ち上がろうとしている動物園を底上げしていくといたしますか、盛り立てていくための相談・アドバイス機関にどこになるのか、全うな審査をする第三者機関ではなく、あわせて、こうしたらこういう見通しができますよねという相談にのれる機関について札幌市としてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

この制度設計とは違う話で申し訳ないです。

○吉中議長 全く違う話ではなく、この制度の中にそういう仕組みもあるのではないかなと思います。

○事務局（森山調整担当係長） 支援の内容で、認定されたところとはなりますけれども、1回目からありました認定区分に応じた支援内容として、まず、情報提供、助言があつて、こういう取組をするにはどうしたらいいかと……

○並木委員 すみません、私の質問の意図はそれを誰がやるのかです。

○事務局（森山調整担当係長） この支援内容は全て札幌市が行うものとなります。条例上、札幌市が支援することになりますので、札幌市の機関となります。一義的に円山動物園がこの条例を運用、所管しておりますので、円山動物園の職員がやることとなります。ですから、そういうことをやるとなれば、そういうことができる人材育成が今後は必要になりますし、足りなければ外部にアドバイスを依頼するとか、委託運営するということが検討しないといけないかもしれません。ただ、現在は札幌市直営で助言をやっていくという想定です。

なお、保全連携協議会という、技術指導のほか、取組連携について話し合う会議も札幌市が開くわけですが、認定動物園に集ってもらい、いろいろと取り組んでいく中で技術指導や先見的なアドバイスを受けるため専門的な講師を呼ぶということもあるかと思っております。

このように札幌市が相談機関を担うことを想定しております。

○並木委員 目的からして、その辺りが準認定動物園やB認定動物園には必要なのだろうなと思いました。やる気といたしますか、この制度を利用してレベルアップしていこうという気持ちになるかどうかかなと思いましたので、発言しました。

○吉中議長 まさに、この条例、この認定制度が目指している一番大事なところだと思

ます。最初の頃に皆さんとご議論をした中でも底上げを図っていくのだということが言われていたかと思えます。そして、支援の様態としては今見ていただいているものが想定されているということです。

先週の市民動物園会議では、今、並木委員がおっしゃったように、準認定動物園という認定するには一步足りないところをどうやって引き上げるのかということで、しっかりと情報提供、助言をそういう施設にもやっていくべきだろうというご意見は出ておりました。

それでは、時間も限られておりますので、次に進めさせていただきます。

思いついたら、そのときにご発言をいただければと思います。

続きまして、認定を受けた後、要件を満たさなくなったときにどうするのかという議論が前回あったかと思えますが、それについて整理をしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 今、共有をさせていただきましたが、資料3となります。

5ページの6に取消しについて書かせていただいております。

赤字下線部のところが取消しをする場合の運用の仕方です。

満たさなかったことが判明したら、指定した日までに要件を満たすように勧告します。その指定した日までに要件を満たした場合は認定を継続しますが、要件を満たすことができなかつた場合は認定要件を満たす区分へ変更するという書きぶりにしまして、準認定動物園の要件も満たさなくなった場合は認定を取り消すこととなります。

準認定動物園の「認定」という表現が適当ではないかもしれませんので、この表現は整理後に変えたいと思えますが、いずれにしても、区分を変えることについて、A認定動物園であったところ、その要件を満たさなくなった場合でB認定動物園の要件を満たす場合はB認定動物園に、B認定動物園の要件を満たさず、準認定動物園の要件を満たす場合は準認定動物園へということで、回りくどく書いておりますが、要は上から満たすものへと変更するということです。

これをあらかじめうたい、申請してもらうことで、いざ、こういった場合はこのように取り扱うことを想定しております。

○吉中議長 ばつとなくなるわけではないということですね。

○事務局（森山調整担当係長） もう一つ、前回の会議での検討課題のところにも書いておりましたが、取消しのとき、札幌市側のミスによって認定してしまい、実は要件を満たさなかつた場合も考えたほうが良いというお話がありました。

そうしたことは、この認定制度に限らず、ほかの市の行政処分にも共通してあります。もちろん、申請した側の不利益は発生するのですが、法令上、間違つたものは間違つているということで是正しなければならないということがあります。ですから、ミスであっても取り消す必要があるものはそうすることになるかと思えます。

その際、問題となるのは、申請者側が不利益を被つた、例えば、損害賠償という話になれば、札幌市に対して要求してくることになるかと思えます。そのときの責任問題は札

幌市としていろいろと検討され、対応することになります。

いずれにしても、要件は満たしていないけれど市のミスだったのでそのまま認定を有効にしましょうとはならないつくりになるかと考えております。

○吉中議長 では、取りあえず、これもこういう形で進めていただくということで次に進みたいと思います。

先ほどはどういう支援をするかという話もありましたが、助成金の使い方についての案をつくっていただいておりますので、これについてご議論をいただきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 共有しています資料3の6ページになります。

今日、皆様から具体的にご議論をいただきたいのは、（3）の助成対象事業、（4）の助成対象経費についてです。

助成対象事業については、前回からそう大きく変えておりませんが、調査研究や教育活動についてイメージできるようにということで参考例を載せております。こちらは、北洋銀行の通称ほっくー基金でして、保全活動の助成制度があります。その中で、今年度に採択されている事業で生物多様性に配慮した農業用施設手造り魚道というものがあり、80万円の決定を受けております。もう一つは、イトウの個体群復元の取組で、こちらも80万円の決定を受けております。このほか、ガンカモ類調査と普及啓発の事業で、90万円となっております。

もともと、100万円程度を基準に募集しているということもあるのですが、このような事業で100万円弱の経費がかかるという参考です。助成金額は、A認定動物園で100万円、B認定動物園で50万円と設定したのはこうした規模感からの設定だにご理解をいただければと思います。

もう一つ、環境省の生物多様性保全推進交付金というものがありませんでしたので、参考として載せております。これは古い事例ですが、平成30年に熊本市動植物園でニホンイヌワシの生息域外保全事業、令和元年から2年の2年間で、同じく熊本市動植物園で、トサシミズサンショウウオの生息域外保全事業、また、大森山動物園で、シマフクロウの生息域外保全事業を実施しております。金額は環境省では公表されていないので、調べ切れませんでした。熊本市動植物園は100万円から150万円の規模で事業を実施していると熊本市の公表資料で見ました。環境省の交付金は250万円を上限に募集している生息域外保全事業ですので、規模感が少し大きいですが、本市の認定動物園への助成は、これらの事業に100万円なり50万円を助成するというイメージになると思います。

この認定制度では、①から⑤までの調査・研究、展示、教育活動、域外保全、域内保全の事業に助成しようということでもとめております。

この対象事業に関して皆様からご意見があればお伺いしたいと思います。

併せてご説明いたしますが、助成対象経費についてです。

前回は項目だけを羅列した状態でしたが、それを表形式にして、内容も例示してござ

す。一般的な助成金の対象経費として書かれているものがほとんどで、特別なものはありませんが、この助成金では賃金も対象にしてはどうかということで、日雇い、あるいは、この申請事業の期間において新たに雇用が必要になった者、臨時的、非常勤的な方々の賃金についても助成をしてはどうかと考えております。

賃金を入れている例としては、先ほどの環境省の交付金もそうですし、参考資料としてお配りしている東京動物園協会の野生生物保全基金が出している助成金があります。あるいは、北洋銀行のほく一基金でも対象にしておりまして、一般的にはよくある例なのかなと思っております。

ただし、こういったものは除きますということで、丸印で六つ挙げておりまして、建設費や運営事業者の本来の経常的な運営に関わる経費と思われるものは対象にしないということで考えております。

以上、事業と経費についてご意見をいただきたいと思っております。

○吉中議長 ご質問、あるいは、こういうところにもっと重点的に助成すべきではないかなど、どんなことでも結構ですけれども、ありましたらお願いいたします。

助成対象事業については、①から⑤があります。条例で規定されているもののうち、動物の収集には使わないこと、また、第6号は情報交換ということでしたが、それも入れないということです。さらに、動物福祉向上に関するものも入っていません。これは、動物園本来の業務としてしっかりとやってほしいという意図かと思っておりますが、もしご意見やご提案があればお願いいたします。

○並木委員 微妙なところかもしれないですけども、本来、事業主と申しますか、動物園が努力すべきことに動物福祉のことや環境エンリッチメントがあり、それをやるのは当然だというお話ですが、例えば、普及啓発と申しますか、教育活動をやるにも、福祉的な配慮と一体となるような活動の場合は切り分けが難しいこともあるのかなと思いました。日常的な飼育補完のための福祉とは異なる普及啓発のための市民と一緒に何かをつくって評価するという啓発的なものは教育活動だと分けて申請してもらおうということですか。

物品費や賃金とありますが、どうですか。

○事務局（森山調整担当係長） おっしゃるとおりだと思いますし、そこは動物福祉とそうではないもので分けるとなると非常に難しいと考えております。ただ、今のお話については、どちらを主眼に置いてやるかを決めていただき、申請をしていただくしかないのかなと思っております。この事業はどちらをメインに考えているかということで、それが動物福祉だとなれば助成対象にはできないのかなと思っております。

ですから、そうしたことを前提とするとこの事業の目的は動物福祉ではありませんと言うことで申請する形になるのかなと思っております。いずれにしろ、そういう主張が申請の中で確認できないと駄目だと思っております。このことは教育だけではなく、動物の展示について助成対象に入れるとなりますと、動物福祉も付随しているものが多いのではないかなってききますので、非常に難しいとことです。どちらがメインかをはっきりさせていただ

いた上で、動物福祉が向上するようなことが入っていても、全体の事業は教育もしくは展示の充実のためにやるものだというので助成対象にするという運用ができないかと思っております。

○吉中議長 そのほかはいかがですか。

○綿貫委員 動物園でやっていることは、大概のことは保全か教育といえればこじつけられるだろうという気がするのですが、不測はないかなという気はしますが、微妙かなと思われるのは動物福祉のチャレンジングなことをした場合の調査研究です。すごくシンプルなことで言うと、まだ効果ははっきり分かっていない環境エンリッチメントの効果測定や評価をするというようなときです。最終的には、その動物をよりよく飼うということが保全につながるのだということで①だと言い張ることもできると思うのですが、そういうことをやりたいというとき、環境エンリッチメントの研究には助成してもらえないのだと思ってしまわないか、五つの項目を見て思ったところです。

○事務局（森山調整担当係長） そのとおりでして、非常に悩ましいのですよね。

これだったらこうだという完全な判断基準はつくられていないので、さあ、どうしようかというところです。ですから、今のように、こういうときはどうする、ああいうときはどうするなど、全体を整理して、動物福祉向上に関するものについて、こういったものは認めるということにもしないとはっきりと線引きできないのかなと思っています。

○綿貫委員 動物福祉というのは、今回、条例の中で重要視されているものだと思うのですが、助成対象の中に文言が出てこないのはちょっと変かなという気がしています。ただ、日々の環境エンリッチメントやルーチンでやる動物園福祉向上は動物園たる者の義務でしょうと言うのもそうですが、そうであれば①や③に動物福祉向上に関する調査研究を入れる、動物福祉に対する意識を盛り立てていく教育活動は対象として明確に文字にしてもいいのかなと思ったところです。

○事務局（森山調整担当係長） 最初に助成対象から動物福祉目的を除く必要があるかどうかの検討では、その施設をどうにかしなければという問題が飼育管理上で出てきて、動物福祉を向上させるといったら施設整備だということが多いただろうと考え、だとすれば、そこは基本的には自らやってもらべきだという話があったのです。つまり、突き詰めていくと、動物福祉目的の取組の多くは施設整備なのかなということで除外としました。

そうではないソフトの事業で実施するために人が必要だ、調査研究で研究部材が必要だというときは、目的が動物福祉であるものを否定するものではないと思っております、その辺は整理いたします。

○並木委員 それは、申請時にアドバイスするような人はいるのですか。

○事務局（森山調整担当係長） 誰か置かないといけないとは思っています。

○並木委員 それが、書きぶりという話とか、どこで切り分けるか、行政的な判断と将来の見通しをちゃんとつなげ、アドバイスできる優れた人がいないといけないですね。こんなものは面倒くさいからいいやとならないようにしてほしいと思います。

○事務局（森山調整担当係長）　そうですね。

○伊勢委員　半分手前みそですけども、J A Z Aで長年活動させていただいた中で各園からの野生動物保護募金というものがあって、各動物園から申請されてきた事業に対して援助しますという助成の選考基準があるのです。ただ、その文言も曖昧です。域内と域外の保全の連携が図られるものにして、あるいは、事業の成果が社会的に発表でき、普及啓発につながるものにしてなど、すごく大きな枠組みで、申請者がこれでもいいかなというテーマでも申請できるようにしてあるのです。その上で選考委員会を開き、選考して、補助を出すかどうかを決めておまして、これも参考にできるのかなと思いました。

とにかく、AでもBでも、認定動物園としての認定を受け、その活動に支援していただくというのは動物園の活動の推進につながるといいますし、社会にたくさん広まることで、少なからず域内保全に関わることにもなるかと思えます。つまり、認定を受けようとする動物園の活動自体がそういうことに関わっていますということですし、当然、動物福祉を高めることにもつながります。

出しやすいような、また、ガラス張りのような審査方法が必要になってくるかと思えますので、札幌市の皆さんにおんぶにだっここといいますか、丸投げしてしまうような感じですが、そこがクリアな仕組みをつくっていただきたいと思えます。

野生動物園保護基金について、私も審査をする側だったことがあるのですが、何で駄目だったのか、どうしてはねられたのかという話がありました。それは、審査基準にのっとってこうですということで具体的な質問があったとき、申請された園館長には委員長から話をするのですが、何となく納得せざるを得ないとならないほうがいいといえますか、1回申請して駄目であっても次に出して、事業推進をしようという方向に持っていけるようなスキームだったらいいかなと思います。ハードルの高い要望ですけども、それをお願いいたします。

○吉中議長　重要なポイントですよ。こういう形で要領をつくる中で対象事業を箇条書きで書くときは注意深くならなければならないなと思って聞いていました。動物福祉の施設整備などに直結しているものはどうかと思えますけれども、おっしゃったとおり、それに向けた調査研究、それに向けた教育活動をどう読み込むかですね。実際の審査の際にそれを十分に考えながらやればよいと思うのですけれども、公表する対象事業についてはどう書けばいいのか、ちょっと工夫が要るかもしれませんね。

野生動物の保全に関する調査研究とするか、それがもう少し広く読める書きぶりにするか、あるいは、最低限必要な動物福祉を達成するためのものは対象としないなど、よく分からないですけども、工夫していただけますか。

○事務局（森山調整担当係長）　はい。

○吉中議長　今、伊勢委員からも、実際に審査するとき、誰が責任を持って審査するのか、落としたときの説明責任はどうするのか、審査委員は誰にお願いするのかなど、これから詰めていかなければいけないと思うのですが、今のとおり、幾つか動いているものもあり

ますので、それらも参考にさせていただき、具体的な細かい審査の進め方、あるいは、専門家、特に動物福祉の観点から審査できる人を、これは認定の審査も同じですけれども、助成審査についてもこれから詰めていかなければならないですね。

これについて、こういう観点から人を選ぶべきだというご意見があればお願いできればと思います。

また、助成対象経費の区分について、細かく書いていただいておりますが、職員の給料ではありませんが、この事業実施のために必要な人件費であれば認めようということです。

これについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中議長 助成制度については宿題が残りましたが、大まかなところはこんな感じで、さらに詰めていただくということで事務局に作業をお願いしたいと思います。

また、そろそろ具体的にこの制度を動かしていくに当たって、認定に関する審査委員は誰にするか、あるいは、助成に関する審査委員は誰にするかを詰めなければいけません。委員からもしアイデアがあれば事務局にお寄せいただければありがたく思います。

また、市民動物園会議で出された大きなトピックスとして名称があります。認定制度自体の名前もそうですが、A認定動物園、B認定動物園、準認定動物園という名前についてです。市民動物園会議では、半分冗談で、特上、上みたいなことも言われました。イメージとしてはそういうことなのかなと思うのですが、思いつきでも構いませんので、アイデアを出していただければと思います。

A、AAとするか、A、Sとするか、何かありませんか。

○伊勢委員 一つ確認です。

市民動物園会議の場では、準認定動物園とするともう認定されていると誤解されてしまうので、ちょっとというお話があったということですが、その場でほかにアイデアは何かありましたか。

○事務局(森山調整担当係長) 準認定についての代替意見はありませんでした。

会議で意見は出されませんでした。我々事務局で話していた中では支援対象という言葉が位置づけを表わしているのではないかとすることがありました。ここは条例でいう認定動物園ではないと分かるよう、ネーミングしたいとは考えております。

○吉中議長 ここでいい案が出れば、ぱっと決まってしまうかもしれませんが、なかなか難しいですね。これもそれぞれでお考えをいただき、思いついた時点でアイデアをお寄せいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。ただ、大きな考えとしては先ほど来のご説明のとおりで、B認定動物園が標準で、その上に行くものがあり、もう一歩なのだというものをどう評価しつつ、切り分けるかです。

準認定動物園は、その下のものよりずっとやる気があるところで、そこを引き上げようということとして、それをどう盛り立てていけばいいのか、ぜひお考えをいただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

その他、全体を通して、思いついたこと、言い忘れたことがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 今回、動物福祉について、仮称ですけれども、A認定動物園とB認定動物園の書き分けをどうするのかを工夫していただくこと、助成制度の対象事業に動物福祉につながるようなものをどう拾い上げるか、名称を含め、制度全体のつくりとしてどうするのかを考えていただくということが宿題として残りました。

取りあえず、今回予定して議事はこれで終わりました。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局(佐々木経営管理課長) 本日も、長い時間にわたり、ありがとうございました。

今、議長からお話がありましたとおり、宿題をいただきました。こちらを整理しつつ、委員の皆様からも何かいいご意見やアドバイスがあればお寄せいただき、次回、市民動物園会議で確認する答申案とするものをご提示できればと考えております。

最後に、事務局から連絡事項です。

次回以降の会議日程です。

皆様のご予定を確認させていただいたとおり、第5回については、11月29日火曜日もしくは12月2日金曜日のいずれかで開催したいと考えております。現時点で都合が悪い日があれば教えていただきたいのですが、最後の会議となることを見据え、事前の意見交換がこれまで以上に必要となるかと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上